

第37回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成22年9月21日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 9月21日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 47号議案 | 宍粟市消防手数料の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 第 24号議案 | 宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 第 27号議案 | 宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| | 第 28号議案 | 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 第 30号議案 | ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定について |
| 日程第 5 | 第 31号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| | 第 32号議案 | 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について |
| 日程第 6 | 第 33号議案 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 日程第 7 | 第 34号議案 | 平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第2号） |
| | 第 35号議案 | 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 36号議案 | 平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 37号議案 | 平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 38号議案 | 平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 39号議案 | 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 第 40号議案 | 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第 |

- 1号)
- 第 41号議案 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 42号議案 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 43号議案 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 44号議案 平成22年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 45号議案 平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 46号議案 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 請願第 3号 県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 47号議案 宍粟市消防手数料の一部を改正する条例について
- 日程第 2 第 24号議案 宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 第 27号議案 宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 28号議案 宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 第 30号議案 ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定について
- 日程第 5 第 31号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 32号議案 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第 6 第 33号議案 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第 7 第 34号議案 平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)
- 第 35号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 36号議案 平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
- 第 37号議案 平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算(第1号)

- 第 38号議案 平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 39号議案 平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 40号議案 平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 41号議案 平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 42号議案 平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 43号議案 平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 44号議案 平成22年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 45号議案 平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 46号議案 平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

日程第 8 請願第 3号 県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する件

応 招 議 員（20名）

出 席 議 員（20名）

1 番 岸 本 義 明 議員	2 番 寄 川 靖 宏 議員
3 番 高 山 政 信 議員	4 番 秋 田 裕 三 議員
5 番 西 本 諭 議員	6 番 岡 崎 久 和 議員
7 番 東 豊 俊 議員	8 番 福 嶋 齊 議員
9 番 大 倉 澄 子 議員	10 番 實 友 勉 議員
11 番 大 上 正 司 議員	12 番 木 藤 幹 雄 議員
13 番 山 下 由 美 議員	14 番 岡 前 治 生 議員
15 番 山 根 昇 議員	16 番 藤 原 正 憲 議員
17 番 伊 藤 一 郎 議員	18 番 岩 蔭 昭 美 議員
19 番 小 林 健 志 議員	20 番 岡 田 初 雄 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局 長	畑 中 正 之 君	書	記 榎 谷 米 男 君
書	記 長 尾 紀 子 君	書	記 原 田 涉 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
総 務 部 長	清 水 弘 和 君	市 民 生 活 部 長	大 谷 司 郎 君
健康福祉部長	秋 武 賢 是 君	産 業 部 長	平 野 安 雄 君
農業委員会事務局長	上 田 学 君	土 木 部 長	神 名 博 信 君
水 道 部 長	米 山 芳 博 君	教 育 委 員 会 教 育 部 長	福 元 晶 三 君
総合病院事務部長	広 本 栄 三 君	消 防 本 部 消 防 長	野 崎 信 君

(午前9時30分 開会)

○議長(岡田初雄君) おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち報告をいたします。

本日、市長から議案1件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第47号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第1、第47号議案、宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長(田路 勝君) おはようございます。

それでは、第47号議案、宍粟市消防手数料条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げます。

特定の屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る審査業務の効率化が図られたことから、実際に支払う額に変動が生じているため、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、平成22年10月1日から施行されます。

当市おきましても、政令と宍粟市消防手数料条例との整合性を図るため、同条例の一部を改正するものであります。内容は、特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可等に係る手数料の額を概ね9%引き下げるものでございます。

以上でございます。

○議長(岡田初雄君) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

9番、大倉澄子議員。

○9番(大倉澄子君) 金額とか、そういったことは理解できたんですけども、この名前の説明をお願いしたいんです。準特定屋外タンク貯蔵所、それから特定屋外タンク貯蔵所、岩盤タンク、それから浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所ということは、こういったものかお伺いしたい。

それと、こういったところの取扱店というのは、市内で幾つぐらいありますでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 消防長、野崎 信君。

○消防本部消防長（野崎 信君） 失礼します。

まず初めに、この手数料条例の改正に係ります特定屋外タンク貯蔵所、これにつきましては、消防法並びに消防法施行令によりまして数量が決められております。特定屋外タンク貯蔵所は、1,000キロリットル以上の屋外タンクを指しております。それと、準特定屋外タンク貯蔵所につきましては、500キロリットル以上1,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所でございます。それと、岩盤タンクでございますが、これも屋外タンクの貯蔵所には該当しておりますが、地下といえますか、半地下で岩場の岩盤をくりぬいて、そこにタンクそのものを据えつけるというような貯蔵所でございます。これもそれぞれそういうようなことで数量によって決められております。

それと、通常の屋外タンク貯蔵所、これにつきましては、この宍粟市内にも通常設置してあります小規模の屋外タンク貯蔵所でございます。これは数量ではなくて倍数で規制がかかるものであります。100倍以下の指定数量未満の屋外タンク貯蔵所ということで、それぞれ指定数量につきましては、ガソリン、灯油、軽油、あるいは重油、それぞれの油種によつての指定数量が定められております。その倍数によつてのタンクということでございます。

宍粟市内におきましては、準特定岩盤タンク、あるいは特定屋外タンク、これらの大規模な危険物施設、屋外タンク貯蔵所はございません。現在、宍粟市内におきます最大規模の屋外タンク貯蔵所は、198キロリットルの屋外タンク貯蔵所、これが1基、最大のタンクでございます。続いての大きさになりますと、150キロリットルのタンクが2基ということでございます。それ以外につきましては、指定数量の2倍とか3倍とかいうようなことで、10キロとかあるいは15キロ、20キロ、それぞれの小規模なタンクでございます。また、これらの小規模なタンクにつきましては、宍粟市内には25基の屋外タンク貯蔵所がございます。

それと、先ほども申し上げました準特定屋外タンク貯蔵所並びに特定屋外タンク貯蔵所、あるいは準特定タンク貯蔵所、これらの大規模な屋外タンク貯蔵所の設置場所といいますと、ほとんどが石油コンビナート並びに石油備蓄基地、あるいは大規模な事業所、例えば、火力発電所の大規模な火力発電所等の、それぞれこの辺でいいましたら、瀬戸内海の臨海のほうの工業地帯とか、そういうようなところに設置されているものがほとんどでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） よろしいか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第47号議案は、お手元に配りました議案付託表のとおり民生生活常任委員会に審査を付託したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第47号議案は、民生生活常任委員会に審査を付託することに決定しました。

日程第2 第24号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第2、第24号議案、宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

第24号議案は、9月6日の本会議で総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、11番、大上正司君。

○総務文教常任委員長（大上正司君） おはようございます。

それでは、報告させていただきます。

日程第2、第24号議案、宍粟市防災会議条例の一部を改正する条例について、9月6日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会に審査付託がありましたので、9月15日に第9回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第24号議案については、昨年8月に発生した災害の検証などを踏まえ、現在の委員構成が県、警察、市の職員、消防団長、指定公共機関の代表など35名以内となっているところを消防団の統合などにより、師団長を加え、さらに市長が特に必要と認める者、例えば自治会長や被災地の自治会長などを加えることができる条項を追加し、委員定数を10名増の45名以内とし、より充実した防災会議とするものであり、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第24号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第27号議案～第28号議案

○議長(岡田初雄君) 続いて、日程第3、第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題といたします。

当議案は、去る9月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇君) それでは、審査報告を申し上げます。

平成22年9月6日に審査付託のありました第27号議案、宍粟市簡易水道事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について及び第28号議案、宍粟市下水道条例及び宍粟市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例については、平成22年9月16日に、第8回産業建設常任委員会を召集し審査を行いましたの

で、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としましては、旧山崎町地区を除く簡易水道料金及び市内の下水道料金人頭制区域の料金を、平成23年4月1日より改定するというものであります。現行料金は、合併前の料金をそのまま新市に受け継いでおり、合併協議会の中で5年を目途に調整することとされております。今回の提案は公共料金審議会に諮問し、料金改定の答申を受け、同一料金による同一サービスの提供や上下水道事業の独立採算制の確立の観点から、統一するというものであります。

委員からは料金改定はやむを得ないことであるかもしれないが、上下水道料金の値上げは市民生活に大きな影響を与えるものであるにもかかわらず、市民への説明、周知が十分なされておらず、理解が得られていないため、現時点で議決すべきでないとの意見も出されました。

また、この秋に予定されております市政懇談会等につきましても、当局として十分説明をする必要がある、このような意見も踏まえ、本2議案については、なおよく慎重審議するため、全会一致で継続審査とした次第でありますので、報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑・採決は分割して行います。

まず、第27号議案について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

第27号議案につきましては、議事の順序を変更して、直ちに採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、閉会中の継続審査であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第27号議案は、委員長報告のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

続いて、第28号議案について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

第28号議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決をいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、閉会中の継続審査であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第4 第30号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第4、第30号議案、ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

当議案は、去る9月6日の本会議で産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇君) それでは、審査報告を行います。

平成22年9月6日に審査付託のありました第30号議案、ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定については、平成22年9月15日に、第8回産業建設常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としまして、平成23年3月31日に指定期間が満了となる戸倉スキー場の指定管理者の更新について、現管理者であるMONグループに引き続き委託するというものです。指定管理者選定審議会の答申では、「現管理者が引き続き指定管理を継続することが、より適切な管理運営が行え、またMONグループが管理する他の2施設（くるみの里・音水湖カヌー競技場）と一体的な経営が可能なため、終期も平成26年3月31日までの3年間で望ましい」とされています。

審査の結果、第30号議案、ばんしゅう戸倉スキー場に係る指定管理者の指定については、適切と判断し、全会一致で可決に決しましたので、報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第30号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第30号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第31号議案～議第32号議案

○議長（岡田初雄君） 日程第5、第31号議案及び第32号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを一括議題といたします。

当議案は、去る9月6日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、審査報告を行います。

平成22年9月6日に審査付託のありました第31号議案及び第32号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、平成22年9月15日に、第8回産業建設常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。内容としましては、平成22年6月27日に発生した市営公園内の樹木倒木による墓石損壊事故の損害賠償について、墓石の所有者と和解し損害賠償金を支払うというものであります。この損害賠償金は、復元工事相当分であります。また、この財源につきましては、市が加入しております保険から保険金として補てんされる内容でございます。

樹木があった公園の敷地は、市有地ではありませんが、昭和35年に都市公園に指定され、市が占有しているものでありますので、管理瑕疵として市が賠償責任を負うものであります。現地踏査をし、現状を確認しましたところ、急傾斜地でもあり、管理が難しい場所でもあるので、やむを得ないものと判断し、今後同様の事故が起きないように、適切な管理に努力していただくよう申し添えます。

第31号議案及び第32号議案、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定については、全会一致で可決しましたので、報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑・討論・採決は分割して行います。

まず、第31号議案について質疑ありますか。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 委員長にお尋ねするところですが、この樹木の倒木というのは、基本的に故意によるものでなく、風、その他樹木の年齢とかそういったことで

部分的に解釈すれば不可抗力という面もあるわけですがけれども、この墓石というのは、基本的に墓石1基の全国の平均単価というのが多分部分的にあると思うんですけれども、そういった面から墓石1基の損害がどの程度かというような議論は出たでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 答弁を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） 先ほど報告申し上げましたように、墓石、墓そのものではなくて、復元工事に要した修繕費ということで理解をいたしました。また、市が加入しております保険金から全額支払われるという説明を受けております。委員の御質問については検討いたしておりません。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第31号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第31号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第32号議案について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第32号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第32号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第33号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第6、第33号議案、市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

当議案は、去る9月6日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長(山根 昇君) それでは、審査の報告を申し上げます。

平成22年9月6日に審査付託のありました第33号議案、市道路線の認定及び廃止については、平成22年9月15日に、第8回産業建設常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。主な内容としまして、山崎町御名地区を中心とした道路網の完成により、市道と県道を振りかえることで、管理移管に伴い、それぞれ市道認定路線、廃止路線となります。また、国道429号と市道千種黒土線の振りかえについても同様でございます。

審査の結果、第33号議案、市道路線の認定及び廃止については、適切と判断し、全会一致で可決しましたので、報告申し上げます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(岡田初雄君) 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第33号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第33号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第34号議案～第46号議案

○議長(岡田初雄君) 日程第7、第34号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)から、第46号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算(第1号)までの13議案を一括議題といたします。

当該13議案は、9月6日の本会議で、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それぞれ所管の常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長、11番、大上正司議員。

○総務文教常任委員長(大上正司君) 報告いたします。

日程第7、第34号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算(第2号)について、9月6日の本会議に上程があり、総務文教常任委員会の所管に関する部分について審査付託がありましたので、9月15日に第9回総務文教常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました結果、第34号議案のうち総務

文教常任委員会の所管に関する部分については、人事異動に伴う人件費の精査、保育所緊急整備事業補助金、学校規模適正化の推進に伴い千種中学校区の3小学校が再編され、千種南小学校を使用し新たな小学校が設けられることとなり、老朽が著しい南小学校の校舎改修や通学バス購入など、教育環境を整える経費、さらに東小学校閉校に係る記念事業補助金、また、市内の幼稚園・小学校の危険遊具撤去費などが主なものとなっており、危険遊具撤去後の補充等、早期対応などの意見が出される中、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、民生生活常任委員長、3番、高山政信議員。

○民生生活常任委員長（高山政信君） それでは、審査報告を行います。

日程第7、第34号、35号、36号、37号、38号、39号、40号、45号議案審査報告をいたします。

平成22年9月6日に審査付託のありました第34号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の関係部分についてから、第40号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案、並びに第45号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）について、平成22年9月15日に、第7回民生生活常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第34号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の関係部分、第35号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、第36号議案、平成22年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）、第37号議案、平成22年度宍粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第1号）、第38号議案、平成22年度宍粟市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、第39号議案、平成22年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、第40号議案、平成22年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、第45号議案、平成22年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第1号）の8議案については、適切と判断し、すべての議案について全会一致で可決に決しましたので、報告いたします。

以上であります。よろしく願いいたします。

○議長（岡田初雄君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、産業建設常任委員長、15番、山根昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、審査報告を行います。

平成22年9月6日に審査付託のありました第34号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）の当委員会の所管に係る部分、また、第41号議案、平成22年度宍粟市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、第42号議案、平成22年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、第43号議案、平成22年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、第44号議案、平成22年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第1号）、第46号議案、平成22年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）、本6議案について、平成22年9月15日と16日に、第8回産業建設常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

関係する職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査をいたしました。人事異動に伴う人件費の増減や新規事業の予算計上がなされていますが、市民生活にとって必要なものと判断しました。また、災害復旧工事や県道の改良に伴う水道管の移設や老朽管、水管橋等の改良工事であります。

審査の結果、第34号議案、平成22年度宍粟市一般会計補正予算（第2号）、第41号議案、第42号議案、第43号議案、第44号議案、第46号議案、以上6議案につきまして、全会一致で可決すべきものと決しましたので、報告申し上げます。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑・討論・採決は一部分割して行います。

まず、第34号議案について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 質疑がないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第34号議案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、第34号議案について採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第34号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第34号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第35号議案から第40号議案の6議案について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第35号議案から第40号議案までの6議案について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第35号議案から第40号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第35号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第35号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第35号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第36号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第36号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第36号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第37号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第37号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第37号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第38号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第38号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第38号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第39号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第39号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第39号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第40号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第40号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第40号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第41号議案から第46号議案の6議案について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

第41号議案から第46号議案までの6議案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、第41号議案から第46号議案までの6議案を採決いたします。

採決は分離して行います。

まず、第41号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第41号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第41号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第42号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第42号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

第42号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第43号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第43号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第43号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第44号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第44号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第45号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第45号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第45号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第46号議案について採決します。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第46号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第46号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 請願第3号

○議長(岡田初雄君) 日程第8、請願第3号、県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する請願を議題といたします。

当請願は、去る9月6日の本会議で、産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、15番、山根 昇議員。

○産業建設常任委員長（山根 昇君） それでは、審査報告を申し上げます。

平成22年9月6日に審査付託のありました請願第3号、県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する件について、平成22年9月15日に、第8回産業建設常任委員会を招集し審査を行いましたので、会議規則第104条の規定により報告いたします。

紹介議員から説明を受け、慎重に審査をいたしました。内容としましては、現在実施中の波賀町原から齋木までの森林幹線道カンカケ前地線の事業を山崎町上ノまで路線延長を要望するものです。

審査の結果、請願第3号、県営森林幹線道の整備に係る計画路線延長に関する件につきましては、全会一致で採択すべきものと決しました。なお、取り扱いについては、県営事業でありますので、県へ要望するよう市長に申し入れることが適切である。また知事との懇談会等で議長が要望する。また議長より地元県会議員に要望するとのことが適切である。との意見を申し添え、報告を申し上げます。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第3号につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

これから、採決を行います。

お諮りします。

請願第3号は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

請願第3号は委員長報告のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、9月24日午前9時30分より開会します。

本日は、これで散会といたします。

御苦勞さまでございました。

(午前10時11分 散会)